

大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大洲市の適正な森林管理と林業振興のために策定された大洲市森林経営管理事業等実施計画により事業化された施策を具体的に進めるため、事業に要した経費に対し、大洲市補助金等交付要綱（平成 2 8 年大洲市告示第 3 5 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で大洲市森林経営管理事業費補助金等（以下「補助金等」という。）を交付する。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金等の交付対象事業（以下「補助対象事業等」という。）とその目的は、次のとおりとする。

- (1) 大洲市安心の森林（もり）づくり整備事業 大雨等河川増水時に倒木、流出のおそれのある樹木及び山林について、間伐及び搬出を行い、土壌保全を図り、保水力を向上させることにより崩落、倒木及び河川への流出を防ぎ災害に強い森林の整備を行う。
- (2) 大洲市林業就業者支援給付金給付事業 市外在住者の移住等に要する経費の一部を給付し、大洲市への移住を促進するとともに、林業の新規就労を促す。
- (3) 大洲市原木椎茸販路拡大モデル事業 原木椎茸生産者に対し、有機 J A S 認証のために必要な手続に係る経費の一部を補助することにより有機 J A S 認証取得を支援し、原木椎茸の付加価値をつけることにより、価格の向上を図り、原木椎茸生産者の増加とそれに伴うナラ・クヌギ林等の適正な管理を目指す。
- (4) 大洲市木造建築住宅市産材消費拡大モデル事業 市内の工務店等が大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱（平成 2 3 年大洲市要綱第 2 1 号。以下「木材補助要綱」という。）により建築した木造住宅について、内覧会にかかる経費の一部を補助することにより、市内の工務店等が建築する木造住宅の増加を目指し、もって大洲市産の木材の消費拡大を図る。
- (5) 大洲市環境林整備事業 森林所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等における森林整備を支援し、森林の公益的機能の増進を図る。
- (6) 大洲市有用広葉樹普及定着促進モデル事業 適正な整備が困難な条件不利地等における災害に強い森林づくりに努める上で、今後、既存のスギ・ヒノキからの転換を普及・推進しようとする有用広葉樹の育成を幼少期からの環境教育に活用し、郷土愛の醸成を図る。
- (7) 大洲市林道整備事業 未整備森林等を有する林道の維持修繕等に要する経費を補助することにより、未整備森林を適正に管理し、林業の作業環境の改善を図る。

2 前項に掲げる補助対象事業等の交付対象者（第11条に規定する委任を受けたものを
含む。）（以下「交付対象者」という。）、交付要件及び補助金額等については、別表第
1及び別表第2のとおりとする。

（補助金等の交付申請）

第3条 交付対象者が、補助金等の交付を受けようとするときは、大洲市森林経営管理事
業費補助金等交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金等の交付決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と
認めるときは、必要な条件を付して、予算の範囲内で補助金等の交付を決定し、速やか
に交付対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第5条 前条の規定により補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）
は、補助金等の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号
のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ大洲市森林経営管理事業
費補助金等変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければな
らない。

(1) 補助事業の内容

(2) 補助金等交付決定額の増減

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大洲市森林経営管理事業費
補助金等実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を精査し、必要
に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金等の額を確定し、その旨を補助事業
者に通知するものとする。

（補助金等の請求）

第8条 前条の規定により補助金等を請求しようとするときは、大洲市森林経営管理事業
費補助金等請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金等交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金等請求書を受理した場合は、補助金等を交付す
るものとする。

（補助金等の交付条件）

第10条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした書類を整備し、補助事業終了の
年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（交付申請等の委任）

第11条 別表第1(1)に規定する交付対象者たる森林所有者は、補助金等の交付申請及び

請求並びに受領に関する手続事務を委任状の提出により、森林組合長等に委任することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日大洲市要綱第72号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事業名	交付対象者	交付要件	補助金額等
(1)大洲市 安心の森 林(もり) づくり整 備事業	・森林所有者 ・森林所有者 との契約に基 づき森林整備 を行う者	1 第2条第1項第1号で定める事業の 実施について、事業を実施する際に必 要な森林所有者等との合意形成を市と 協力して行う。 2 河川から10メートルの範囲内に係る 林分において、次に掲げる方法により 実施した森林整備。ただし、これにより がたい場合はこの限りでない。 3 12 齢級以下の林分で、適正な密度管 理を目的として行う不用木の除去及び 倒木のおそれがあると認められる樹木 や侵入竹の除去、不良木の淘汰。 4 上記作業を実施した場合、伐倒木は 搬出又は残存木の根元等に転落しない よう林内整理を行う。	1 標準単価(ヘクタール当 たり。) (1) 除伐、保育間伐、間伐 (以下「除伐等」という。) を実施し搬出する場合 355 千円(千円未満切り 捨て) (2) 除伐等を実施し、林内 整理を行う場合 409 千円 (千円未満切り捨て) 2 補正係数 施業する場所の斜度に応じ 1による補助金額に加算又は 減算 斜度 40 度以上:10%加算 斜度 20 度以下:10%減算
(2)大洲市 林業就業 者支援給 付金給付 事業	大洲市内に本 拠を置き、県 外在住者に対 する求人を行 っている認定 林業事業体 (林業労働力 の確保の促進 に関する法律 (平成8年法 律第45号)第 5条第3項の 規定により愛 媛県知事が認 定した事業体 をいう。以下 この表におい	次に掲げる全てに該当する者を常用雇用 労働者(雇用保険法(昭和49年法律第116 号)第4条第1項に規定する被保険者等 で1週間の所定労働時間が30時間以上の ものをいう。以下この表において同じ。) として新規に雇用した認定林業事業体に 対し、就業支度金、新生活支援金を給付す る。 1 林業に就業することを目的とし て、令和2年4月1日から令和7年 3月31日までに大洲市外から大洲市 へ転入届を提出した者 2 雇用した年度の末日において50歳 未満である者 3 生活費の確保を目的とした国の事 業による補助金等の交付を受けてい ない者	1 就業支度金 (1) 給付金額 移転料:別表第2に掲げ る額 就業準備金等:343千円 (2) その他 ア 新規雇用後、直ちに 給付する。 イ 常用雇用労働者1 名につき1回のみ。 2 新生活支援金 (1) 給付金額680千円 (2) その他 ア 新規雇用から6か 月を経過し、引き続き 雇用を継続している 場合に給付する。

	て同じ。)	上記に定めるもののほか、愛媛県林業就業支援事業実施要領及び愛媛県林業就業支援事業費補助金交付要綱の規定を準用する。	イ 常用雇用労働者 1 名につき 1 回のみ。 3 その他 上記 1、2 は原則として使途は定めない。
(3) 大洲市 原木椎茸 販路拡大 モデル事 業	大洲市椎茸生 産振興協議会	交付対象者が市内の原木椎茸生産者から希望者を募り、次に掲げる項目のいずれかを実施した場合 (1) 原木椎茸の有機 JAS 認証を目的に講習を受講したとき。 (2) 有機 JAS 認証手続を行ったとき。	1 補助率 2/3 2 対象経費 講習受講料、講習会場までの旅費（大洲市の旅費規程に準ずる。）有機 JAS 認証手数料
(4) 大洲市 木造建築 住宅市産 材消費拡 大モデル 事業	大洲喜多地産 地消の家づく り協議会に登 録する市内に 事業所等のあ る工務店及び 建設会社等	交付対象者が建築した木造住宅に対し内覧会を開催し、次に掲げる全てに該当すること。 (1) 木材補助要綱により建築した住宅であること。 (2) 内覧会を開催する旨を広く市民へ周知する方法をとること。（新聞折り込み広告、エリア内郵便等）	1 補助率 2/3 2 補助金額上限額 200 千円 3 対象経費 内覧会開催に必要な消耗品、折込手数料、広告作成費、施主謝礼等 4 その他 施主謝礼に係る補助金の上限額は 100 千円とする。
(5) 大洲市 環境林整 備事業	森林所有者か ら森林整備の 委託を受け た、意欲と能 力のある林業 経営者。ただ し、当市で経 営管理実施権 の設定を受け ることを希望 する経営者に 限る。	1 1 施業地の面積が 0.1 ヘクタール以上の林分において、次に掲げる方法により実施した施業。（交付対象者の所有林における施業は除く。） 12 齢級以下の人工林であるスギ、ヒノキの林分における適正な密度管理を目的として行う不用木の除去及び倒木のおそれがあると認められる樹木や侵入竹の除去、不良木の淘汰。 2 施業の着手前に、市、森林所有者、交付対象者の三者による森林整備に関する協定を締結すること。	市長が別に定める標準単価（ヘクタール当たり）に施業面積を乗じた額。（千円未満切捨）

(6) 大洲市 有用広葉 樹普及定 着促進モ デル事業	市内の小、中 学校及び高等 学校	<p>1 市が配布する広葉樹の種子育成に要する経費</p> <p>2 1に係る林業教室等の開催に要する経費</p>	<p>1 補助対象経費 左記に係る報償費、需用費、役務費、備品購入費</p> <p>2 補助金額（上限） 100 千円</p>
(7) 大洲市 林道整備 事業	林道の管理者 又は森林組合 等林業事業体	未整備森林を有する林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）第 7 条に規定する林道台帳（以下「林道台帳」という。）に登載（登載予定のものを含む。）されている林道において、維持修繕等の整備に係る必要な経費。	<p>1 対象経費 維持修繕費、出来形図面作成等経費（林道台帳に登載予定のものに限る。）</p> <p>2 補助金額</p> <p>(1) 維持修繕費 大洲市と締結された「農林道維持修繕作業委託契約書」による作業単価、「単価契約書」による物品単価及びその他市長が認めた単価をそれぞれ積算した額。</p> <p>(2) 出来形図面作成等経費 大洲市で定める設計基準単価（技術者基準日額）により積算した額。</p> <p>3 補助金額の上限額</p> <p>(1) 維持修繕経費 1 路線ごと 1 キロメートル当たり 100 万円を限度とする。</p> <p>(2) 出来形図面作成等経費 1 路線ごと 1 キロメートル当たり 30 万円を限度とする。</p>

別表第2（第2条関係） 移転料

距離	50キロメートル未満	50キロメートル以上100キロメートル未満	100キロメートル以上300キロメートル未満	300キロメートル以上500キロメートル未満	500キロメートル以上1,000キロメートル未満	1,000キロメートル以上
金額	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円

上記の金額の他、距離の区分に関わらず着後手当として60,000円を加算する。

様式第1号（第3条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

年度大洲市森林経営管理事業を下記のとおり実施したいので、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱第3条の規定により、補助金等の交付を申請します。

記

事業名	事業量	補助申請額	摘要

注1 事業名については、別表第1に掲げる事業名を記載すること。

注2 事業量については、別表第1に対応した数量、人数等を記載すること。

注3 その他、市長が必要と認める書類等を提出すること。

様式第2号（第5条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等変更承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金等交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり変更したいので、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

事業名	事業量	補助申請額	摘要

注1 事業名については、別表第1に掲げる事業名を記載すること。

注2 事業量については、別表第1に対応した数量、人数等を記載すること。

注3 変更前と変更後が比較対照できるように変更部分は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注4 その他、市長が必要と認める書類等を提出すること。

様式第3号（第6条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等実績報告書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 ⑩

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金等交付決定の通知があった標記事業の実績について、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 総括表

事業名	事業量	補助金等額	摘要

2 事業内容内訳表 別紙のとおり

(別紙については、各事業に対応した用紙を用いること。)

様式第3号（第6条関係）別紙（大洲市安心の森林づくり整備事業）

申請 番号	森林所有者名	施業地		実施面積 A ※1	施業の種類 (搬出又は 林内整理)	標準単価 B	補正係数 ※2 C	補助金額 ※3
		大字	地番					

※1 「実施面積」は、ha 単位で小数点以下第2位まで記入する。（小数点以下第3位切り捨て）

※2 「補正係数」は、施業地の傾斜が40度以上の場合は1.1、20度以下の場合は0.9、それ以外の場合は1.0とする。

※3 「補助金額」の算定は森林所有者毎に、上表のA×B×Cとする。（千円未満切り捨て）

添付書類

- 1 その他、市長が必要と認める書類等

様式第3号（第6条関係）別紙（大洲市林業就業者支援給付金給付事業）

申請 番号	就業者名	旧住所	新住所	大洲市へ の転入日	林業事業 体へ就職 した日	旧住所 から新 住所へ の距離	就業支度金			新生活 支援金 D	合計 C + D
							移転料 A	就業準 備金B	合計C (A + B)		

添付書類

- 1 就業者の住民票、履歴書の写し
- 2 就業者と認定林業事業体との雇用契約書の写し
- 3 対象就業者の居住する住宅に係る賃貸借契約書の写し（該当する場合）
- 4 その他、市長が必要と認める書類等

様式第3号（第6条関係）別紙（大洲市木造建築住宅市産材消費拡大モデル事業）

申請 番号	内覧会を実施 した施主	内覧会開催に要した経費					補助率 F	補助金額 (E × F) 限度額 200 千円
		施主謝礼 限度額 100 千 円 A	広告作成費 B	広告折込料 C	その他経費 D	合計 E (A + B + C + D)		

添付書類等

- 1 内覧会参加人数、内覧会に参加した人からの契約の有無を報告すること。
- 2 内覧者の感想、意見等を提出すること。（様式任意）
- 3 その他、市長が必要と認める書類等

様式第3号（第6条関係）別紙（大洲市環境林整備事業）

申請 番号	森林所有者名	施 業 地		施業面積 (ha) A	標準単価 (円) B	補助金額 (円) A×B	備 考
		大字	地番				
合 計							

※1 「施業面積」は、ha 単位で小数点以下第2位まで記入する。（小数点以下第3位切り捨て）

※2 「補助金額」の算定は、申請番号毎に上表のA×B×Cとする。（千円未満切り捨て）

添付書類等

- 1 その他、市長が必要と認める書類等

様式第3号（第6条関係）別紙（大洲市有用広葉樹普及定着促進モデル事業）

補助対象経費		主 な 支 出 内 容	備 考
費 目	金額（円）		
報償費			
需用費			
（消耗品費）	（ ）		
（燃料費）	（ ）		
（食糧費）	（ ）		
（印刷製本費）	（ ）		
（修繕料）	（ ）		
役務費			
（通信運搬費）	（ ）		
（手数料）	（ ）		
備品購入費			
合 計			

添付書類等

- 1 補助対象経費に係る請求書、領収書、写真（備品購入費に係る物品に限る。）
- 2 活動中の写真（3枚程度）
- 3 その他、市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）別紙（大洲市林道整備事業）

番号	路線名	作業内容					金額（円）	林道所在地	摘要
合計									

添付書類等

- 1 作業内容における作業日誌
- 2 造林事業等の実施計画書等
- 3 写真（施工前、施工中、施工後）
- 4 維持管理上必要となる出来形図面等（林道台帳に登載予定の林道に限る。）
- 5 その他、市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等請求書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
請求者 名 称
代表者氏名 ⑩

次のとおり請求します。

金 円也

ただし、年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金等交付決定のあった大洲市森林経営管理事業費補助金等

支 払 方 法	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	